

附属機関等の委員の公募について

附属機関等の名称	新潟市景観審議会
所掌事務	<p>1 市長の諮問に応じ、新潟市景観条例(平成19年新潟市条例第12号)の規定に基づく景観の形成に関して必要な事項を調査審議すること。</p> <p>2 市長の諮問に応じ、新潟市屋外広告物条例(平成7年新潟市条例第59号)の規定に基づく屋外広告物の規制等に関して必要な事項を調査審議すること。</p> <p>3 前2項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。</p>
委員任期	2年(令和6年9月1日から令和8年8月31日まで)
会議の開催予定等	<p>年2回程度の開催予定</p> <p>平日の午前9時から午後5時までの間で、2時間程度を予定</p> <p>会場は新潟市役所の会議室を予定</p>
募集人数 委員総数	3名
応募資格 ・基準日	<p>令和6年9月1日時点で、以下の全てに該当する者</p> <p>(1) 本市に在住する者で、満18歳以上の者</p> <p>(2) 本市の附属機関等の委員に就任していない者</p> <p>(3) 本市職員及び本市議会議員ではない者</p>
応募方法 ・期間	<p>6月28日(金曜)までに、景観についての作文(テーマは「全国に誇れる新潟市の景観づくりに向けて取り組むべきこと」、800～1200字程度)に、住所・氏名(ふりがな)・性別・生年月日・職業・電話番号・メールアドレスとまちづくりに関わる活動歴があればその内容を記入した用紙を添えて、下記の問い合わせ先に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールによりご応募ください。直接持参の場合は、午後5時30分まで、郵送は6月28日(金曜)の消印有効、FAX、Eメールについては6月28日(金曜)中に送信いただいたものまで受け付けます。</p> <p>受け付け確認後、7日以内(閉庁日を除く。)に受け付け確認の連絡をいたしますので、連絡がない場合は必ずお問い合わせください。</p>
選考方法	新潟市景観審議会の委員2名と都市政策部長を選考委員とする「新潟市景観審議会公募委員選考委員会」において、提出いただいた作文を審査し選考します。
問い合わせ先	<p>〒951-8554</p> <p>住 所 新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル5階</p> <p>新潟市都市政策部まちづくり推進課</p> <p>電 話 025-226-2707 (直通)</p> <p>FAX 025-229-5150</p> <p>電子メール machisui@city.niigata.lg.jp</p>